資料１

放課後児童クラブ負担金の減免について

１　諮問の趣旨

児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の利用に要する負担金については、事業の安定的運営に資するため、平成１９年１０月より有料化しており、同時に減免規定も定めております。

令和７年４月から多子世帯の更なる負担軽減に向けて、減免規定の一部を見直し、第２子以降の放課後児童クラブ負担金（利用分）を無償化（免除）します。

また、当該世帯に対する負担金のうち延長加算分については、通常の保育時間から３０分延長して特別に実施しているものであり、保護者に応分の負担をお願いしたく無償化（免除）を適用しないもの（別事由による免除適用者を除く）とします。

以上の点について、石狩市子ども・子育て会議条例第２条の規定により審議をお願いするものです。

２　改定内容

（1）同時利用要件の撤廃と第２子以降の無償化

きょうだい同時利用要件を撤廃し、多子世帯のカウントを保育料の算定に合わせ、第２子以降の放課後児童クラブ負担金（延長加算分を除く）を無償化（免除）します。

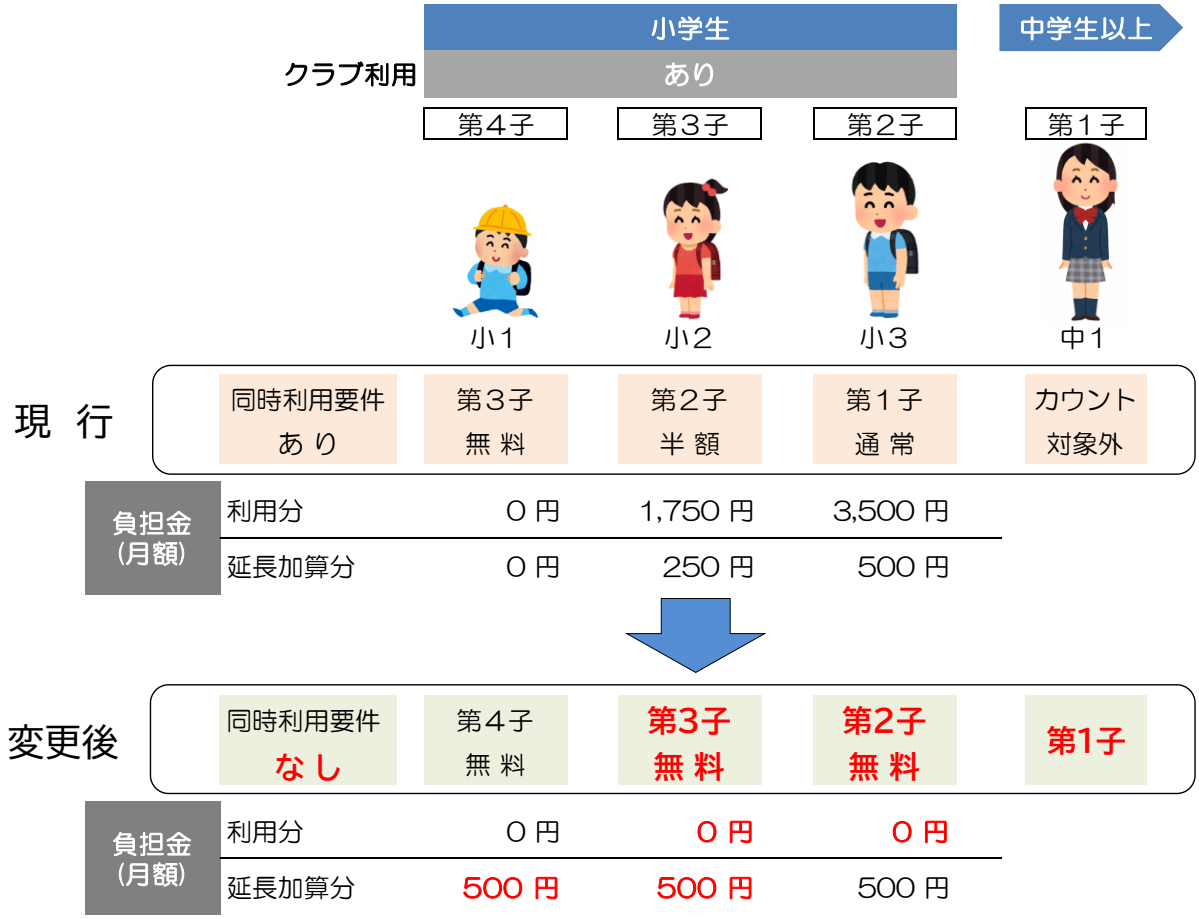

（2）第２子以降の延長加算分の減免の取り扱いについて

（1)により、第２子以降の負担金のうち利用分については無償化（免除）しますが、延長を利用する場合は、延長分を加算して負担金を徴収することとします。

なお、現行「負担金を２分の１減額する」としている下記の対象者については、現行どおり延長加算分の減額を適用します。

① 対象者

- 児童の居住する家屋が半焼、半壊した場合など
- 準要保護世帯（就学援助受給世帯）
- 通年利用で、月の１５日以前に利用を取り消した場合
- 通年利用で、月の１６日以降に利用を開始した場合

② 負担金

負担金区分	事業を通年利用する児童	学校の学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日又は学年末休業日のみ事業を利用する児童（一時利用）
利用分	月額　３，５００円	日額　３００円
延長加算分	月額　５００円	日額　２０円

準要保護世帯の場合
（２分の１減免）

クラブ利用

小学生		
あり		
第３子	第２子	第１子

小１　小２　小３

現　行

同時利用要件	第３子	第２子	第１子	
あ り	無 料	半 額	通 常	
負担金（月額） 利用分	０円	1,750 円	1,750 円	
延長加算分	０円	250 円	250 円	
合計	０円	2,000 円	2,000 円	4,000 円

変更後

同時利用要件	第３子	第2子	第１子	
な し	無 料	無 料	通常	
負担金（月額） 利用分	０円	０円	1,750 円	
延長加算分	250 円	250 円	250 円	
合計	250 円	250 円	2,000 円	2,500 円